

○京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例

昭和50年3月24日

京都府条例第10号

〔京都府高等学校定時制課程修学奨励金の貸与に関する条例〕をここに公布する。

京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例

(昭51条例63・改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、勤労青少年の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進するため、高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する者に対し、修学奨励金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(昭51条例33・平11条例12・一部改正)

(貸与の対象及び方法)

第2条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学奨励金を貸与することができる。

(1) 府の区域内に所在する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程に在学している者又は府の区域内に住所を有する者で学校教育法(昭和22年法律第28号)第54条第3項(同法第70条第1項において準用する場合を含む。)に規定する広域の通信制の課程に在学するもの

(2) 経済的理由により著しく修学が困難な者

(3) 経済的収入を得る職業に就いている者又はこれと同様の状態にあると知事が認める者

(4) 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)に基づく学資の貸与を受けていない者

(昭51条例63・昭52条例2・平11条例12・平12条例33・平16条例8・平19条例63・一部改正)

(返還の免除)

第3条 知事は、修学奨励金の貸与を受けた者(以下「修学生徒」という。)が次の各号の一に該当するに至つたときは、修学奨励金の全部の返還を免除するものとする。

(1) 高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業したとき。

(2) 前号と同等の事由があると知事が認めるとき。

2 知事は、修学生徒が次の各号の一に該当するに至つたときは、修学奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 死亡又は心身の著しい障害により、修学奨励金を返還することができなくなつたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、知事が特別の事由があると認めるとき。

(昭51条例53・昭56条例20・一部改正)

(規則への委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

2 この条例は、昭和49年4月1日以後に高等学校の定時制課程の第1学年に入学又は転学した者であつて、この条例の施行の際既に高等学校の定時制課程に在学するものから適用する。

附 則 (昭和51年条例第63号)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

2 改正後の条例の規定は、昭和51年4月1日以後に高等学校の定時制課程の第1学年又は通信制課程の第1年次に入学した者であつて、この条例の施行の際既に高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学するものから適用し、昭和51年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和52年条例第2号)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

2 改正後の条例の規定は、昭和51年4月1日以後に高等学校の通信制課程の第1年次に入学した者であつて、この条例の施行の際既に高等学校の通信制課程に在学するものから適用する。

附 則 (昭和56年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第12号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第33号)抄

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成16年条例第8号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第63号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成19年12月26日)

京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行...

○京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則

昭和50年3月26日
京都府規則第8号

〔京都府高等学校定時制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則〕をここに公布する。
京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則
(昭51規則27・改称)

(貸与額)

第1条 京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例(昭和50年京都府条例第10号、以下「条例」という。)第2条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に依り、当該各号に定める額(条例第1条に規定する者の就学等の支援に係る条例第2条の修学奨励金(以下「修学奨励金」という。))以外の資金で知事が別に定めるものの給付を当該各号に掲げる者(修学奨励金の貸与決定通知を受けた者(以下「貸与決定者」という。))であるものに限る。)のために受ける者があるときは、当該各号に定める額から当該給付を受ける資金の月額に相当する額として知事が別に定めるところにより算出した額を控除した額とする。

- (1) 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の定時制の課程に在学する者並びに公立及び私立の高等学校の通信制の課程に在学する者 月額1万4,000円
- (2) 私立の高等学校の定時制の課程に在学する者 月額2万9,000円

(貸与の申請)

第2条 修学奨励金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。))は、連帯保証人2名を立て、高等学校定時制課程等修学奨励金貸与申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 在学している高等学校の校長の推薦書(別記第2号様式)
- (2) 申請者又はその者を扶養している者の所得を証する書類
- (3) 在職証明書若しくは失業保険受給証明書又はこれらにかかわる証明書
- (4) 申請者が未成年者であるときは、法定代理人の同意書

(貸与の決定)

第3条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、修学奨励金の貸与を決定し、その旨を高等学校定時制課程等修学奨励金貸与決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

(昭51規則27・旧第2条様下・一部改正)

(貸与の方法)

第4条 知事は、7月、11月及び3月において、それぞれの当該月分までの修学奨励金を交付する。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(昭51規則27・旧第3条様下、昭53規則23・一部改正)

(貸与の決定の取消し及び貸与の停止)

第5条 知事は、貸与決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、第3条の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 条例第2条に定める要件を欠くに至つたとき。
 - (2) 修学奨励金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (3) その他修学奨励金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 知事は、貸与決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、その卒業の発生した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)分からその卒業の終了した日の属する月の前月(その日が月の末日であるときは、その日の属する月)分までの修学奨励金の貸与を停止する。

京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行...

- (1) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 長期にわたつて欠席したとき。
- (3) 定時制課程の生徒で貸与を受けているものが、進級又は卒業できなかつたため同一学年を留めて履修するとき。ただし、前年度以前の同一学年において修学奨励金の貸与を受けなかつた月があるときは、その月に相当する月を除く。
- (4) 通信制課程の生徒で貸与を受けているものが、当該生徒の在籍する高等学校において定められた卒業までに修得させる教科・科目の単位数を、原則として4年間で修得し、卒業までに至ると認められなくなつたとき。

3 貸与決定者は、修学奨励金の貸与を辞退しようとするときは、高等学校定時制課程等修学奨励金貸与辞退届(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、修学奨励金の貸与の決定を取り消したとき又は貸与を停止したときは、その旨をそれぞれ高等学校定時制課程等修学奨励金貸与取消通知書(別記第5号様式)又は高等学校定時制課程等修学奨励金貸与停止通知書(別記第6号様式)により貸与決定者に通知する。

(昭51規則27・旧第4条様下・一部改正、昭52規則23・平27規則61・一部改正)

(返還)

第6条 条例第3条の規定による修学生徒(以下「修学生徒」という。))は、次の各号の一に該当したときは、その卒業の発生した日の属する月の翌月から起算して8月(次条の規定により返還の猶予のあつたときは、その期間)を経過した後に、一括又は貸与を受けた月数を遡算した期間に相当する期間内に月額若しくは半年賦の均等払で返還しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定による取消しがあつたとき。
- (2) 貸与期間が満了したとき。
- (3) 前項の規定により、修学奨励金を返還しなければならない者は、前項各号に規定する事実が発生した後(次条の規定により返還の猶予のあつたときは、その期間終了後)、速やかに高等学校定時制課程等修学奨励金返還計画書(別記第7号様式。以下「返還計画書」という。))を知事に提出しなければならない。
- (4) 前項の規定により返還計画書を提出した者が、返還計画を変更しようとするときは、高等学校定時制課程等修学奨励金返還計画変更申請書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高等学校定時制課程等修学奨励金返還計画書変更承認書(別記第9号様式)により当該申請者に通知する。

(昭51規則27・旧第5条様下・一部改正、昭53規則23・昭57規則37・平22規則16・一部改正)

(返還の猶予)

第7条 知事は、修学生徒が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める期間、修学奨励金の返還を猶予する。

- (1) 高等学校、高等専門学校又は大学に在学するとき、その在学している期間
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学奨励金の返還が困難であると認められるとき、その事由が継続する期間。ただし、遡算して5年以内に限る。
- 2 前項の規定により修学奨励金の返還の猶予を受けようとする者は、高等学校定時制課程等修学奨励金返還猶予申請書(別記第10号様式)に返還の猶予事由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、引き続き修学奨励金の貸与の決定を受けた者は、この限りでない。
- 3 知事は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学奨励金の返還を猶予する旨の決定をしたときは高等学校定時制課程等修学奨励金返還猶予決定通知書(別記第11号様式)により、猶予しない旨の決定をしたときは高等学校定時制課程等修学奨励金返還猶予不承認通知書(別記第12号様式)により当該申請者に通知する。

(昭51規則27・旧第6条様下・一部改正、昭53規則23・昭57規則37・一部改正)

(返還の免除)

第8条 条例第3条第2項第1号に該当するときの免除の額は、死亡し、又は心身に著しい障害を有することとな

京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行。

つたときに現に存する償還（履行期が到来したもの及び遅延利息を除く。）の額とする。

- 2 条例第9条の規定により修学奨励金の返還の免除を受けようとする者は、高等学校定時制課程等修学奨励金返還免除申請書（別記第13号様式）に申請事由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、修学奨励金の返還を免除する旨の決定をしたときは高等学校定時制課程等修学奨励金返還免除決定通知書（別記第14号様式）により、免除しない旨の決定をしたときは高等学校定時制課程等修学奨励金返還免除不承認通知書（別記第15号様式）により当該申請者に通知する。

（昭51規則27・旧第7条繰下・一部改正、昭53規則23・昭56規則27・一部改正）

（遅延利息）

第9条 修学生徒は、正当な事由がなく修学奨励金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に依り、返還すべき額につき年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

- 2 前項に定める年当たりの割合は、同じ年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（昭51規則27・旧第8条繰下、平22規則16・平23規則31・一部改正）

（奨励金の届出）

第10条 修学生徒は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその事実を証する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 退学、転学又は転籍したとき。
 - (3) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
 - (4) 長期にわたつて欠席したとき。
 - (5) 復学したとき。
 - (6) 進級又は卒業できなかつたため一学年を重ねて履修するとき。
 - (7) 通信制課程の生徒で、定められた教科・科目の単位数を、原則として4年間で修得し卒業までに至ると認められなくなつたとき。
 - (8) 就職又は就職したとき。
 - (9) 独立行政法人日本学生支援機構から学費の貸与を受けることとなつたとき。
 - (10) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、又は連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。
- 2 連帯保証人は、修学生徒が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（昭51規則27・旧第9条繰下、昭52規則1・昭57規則37・平16規則11・一部改正）

（教育長への事務委任）

第11条 この規則において知事の処理すべき事務のうち公立の高等学校及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第9項（同法第70条第1項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程に在学する生徒に関する事務については、教育長に委任する。

（昭51規則27・旧第10条繰下、昭52規則1・平11規則10・平12規則63・平19規則39・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年規則第27号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定は、昭和51年4月1日以後に高等学校の定時制課程の第1学年又は通信制課程の第1年次に入学した者であつて、この規則の施行の際既に高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学するものから適用し、昭和51年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。

京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行。

附 則（昭和52年規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定は、昭和51年4月1日以後に高等学校の定時制課程の第1学年又は通信制課程の第1年次に入学した者であつて、この規則の施行の際既に高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学するものから適用し、昭和51年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年規則第23号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則第1条の規定は、昭和53年4月1日以後に高等学校の定時制課程の第1学年又は通信制課程の第1年次に入学した者であつて、この規則の施行の際既に高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学するものから適用し、昭和53年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年規則第37号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、昭和55年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則第1条の規定は、昭和55年4月1日以後に高等学校の定時制課程の第1学年又は通信制課程の第1年次に入学した者であつて、この規則の施行の際既に高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学するものから適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年規則第27号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）第1条の規定は、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則第1条の規定は、昭和58年4月1日以後に高等学校の定時制課程の第1学年又は通信制課程の第1年次に入学した者であつて、この規則の施行の際既に高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学するものから適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年規則第37号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）第1条の規定は、昭和57年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則第1条の規定は、昭和57年4月1日以後に私立高等学校の定時制課程の第1学年に入学した者であつて、この規則の施行の際既に私立高等学校の定時制課程に在学するものから適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年規則第36号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第1条の規定は、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則第1条の規定は、昭和62年4月1日以後に高等学校の第1学年又は第1年次に入学した者であつて、この規則の施行の際既に高等学校の定時制課程に在学するもの及び通信制課程に在学するものについて適用し、同日前に高等学校に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成3年規則第33号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第1条の規定は、平成3年4月1日から適

京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行...

用する。

2 改正後の規則第1条の規定は、平成3年4月1日以後に高等学校の第1学年又は第1年次に入学した者であつて、この規則の施行の際に高等学校の定時制課程に在学するもの及び通信制課程に在学するものについて適用し、同日前に高等学校に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成7年規則第33号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第1条の規定は、平成7年4月1日から適用する。

2 改正後の規則第1条の規定は、平成7年4月1日以後に高等学校の第1学年又は第1年次に入学した者であつて、この規則の施行の際に高等学校の定時制課程に在学するもの及び通信制課程に在学するものについて適用し、同日前に高等学校に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成9年規則第22号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第1条の規定は、平成9年4月1日から適用する。

2 改正後の規則第1条の規定は、平成9年4月1日以後に高等学校の第1学年又は第1年次に入学した者であつて、この規則の施行の際に高等学校の定時制課程に在学するもの及び通信制課程に在学するものについて適用し、同日前に高等学校に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成10年規則第23号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第1条の規定は、平成10年4月1日から適用する。

2 改正後の規則第1条の規定は、平成10年4月1日以後に高等学校の第1学年又は第1年次に入学した者であつて、この規則の施行の際に高等学校の定時制課程に在学するもの及び通信制課程に在学するものについて適用し、同日前に高等学校に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成11年規則第10号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第41号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第1条の規定は、平成12年4月1日から適用する。

2 改正後の規則第1条の規定は、平成12年4月1日以後に高等学校の第1学年又は第1年次に入学した者であつて、この規則の施行の際に高等学校の定時制課程に在学するもの及び通信制課程に在学するものについて適用し、同日前に高等学校に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第63号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年規則第27号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第1条の規定は、平成13年4月1日から適用する。

2 改正後の規則第1条の規定は、平成13年4月1日以後に高等学校の第1学年又は第1年次に入学した者について適用し、同日前に高等学校に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成16年規則第11号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第39号）

京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行。

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成19年12月26日）

附 則（平成22年規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条中京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則第9条第1項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

3 第3条の規定による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則第9条第1項に規定する遅延利息の利率は、平成22年度以後に貸与の決定を受けた修学奨励金について適用し、平成21年度以前に貸与の決定を受けた修学奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第31号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、第4条の規定による改正後の京都府会計規則第76条第2項の規定は、平成23年4月27日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にしたこの規則による改正前のそれぞれの規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づく申請等の行為については、この規則による改正後のそれぞれの規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいてしたものとみなす。

3 旧規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成27年規則第61号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第1条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

2 平成27年度の修学奨励金の貸与に係る改正後の規則第4条の規定の適用については、同条中「7月、11月」とあるのは、「11月」とする。

京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与実施要項

1 趣旨

この要項は、京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例（昭和50年京都府条例第10号。以下「条例」という。）及び京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則（昭和50年京都府規則第8号。以下「規則」という。）により修学奨励金を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 貸与額

(1) 規則第1条に規定する「条例第1条に規定する者の就学等の支援に係る条例第2条の修学奨励金以外の資金で知事が別に定めるもの」とは、京都府奨学のための給付金支給要綱（平成26年京都府告示第446号）による給付金とする。

(2) 規則第1条に規定する「資金の月額に相当する額として知事が別に定めるところにより算出した額」は、3,000円とする。

3 貸与額の変更

2の(1)に規定する資金を受給することにより貸与額を変更したときは、その旨を高等学校定時制課程等修学奨励金貸与額変更通知書（別紙様式1）により申請者に通知する。

4 貸与基準

条例第2条第2号に規定する「経済的理由により著しく修学が困難である者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申請者が単独生計を営む場合 申請者の1年間の収入が279万円以下である者。
- (2) 申請者が扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族をいう。）を有する場合 申請者の1年間の収入が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192パーセント以下である者。
- (3) 申請者を扶養親族としている者がある場合 申請者の1年間の収入が所得税法に基づく課税対象とならない額であって、その申請者を扶養親族としている者の1年間の収入が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192パーセント以下である者。

5 貸与基準の確認方法

規則第2条第2号の規定による申請者又はその者を扶養している者の所得を証明する書類とは、次の書類とする。

- (1) 申請する年の収入見込みを証明する書類 給与見込及び勤務証明書（別紙様式2）
- (2) 申請する年の前年の収入を証明する書類（申請する年から働き始めた単独生計を営む申請者は除く。） 次のいずれかの書類
 - ア 源泉徴収票の写し
 - イ 市町村民税課税証明書
 - ウ 市町村民税特別徴収税額通知書の写し
 - エ 市町村民税納税通知書の写し
 - オ 生活保護受給証明書

6 貸与の申請期日

修学奨励金の申請期日は、毎年度知事が定める。

7 貸与申請者一覧表（別紙様式3）

- (1) 各学校で作成し、提出するものとする。
- (2) 連帯保証人の債務負担についての周知を行い、周知をした日、周知の相手方等について、申請書類の提出の都度、作成すること。

8 貸与の方法

修学奨励金の貸与は、申請者から届出のあった本人名義の口座に口座振替払いの方法により行うものとし、申請者は、本人名義の口座を高等学校修学奨励金貸与口座振替依頼書（別紙様式4）により知事に届け出るものとする。

9 借用書

貸与決定者は、修学奨励金を受領したときは、連帯保証人と連署の上、借用書（別紙様式5）を知事に提出しなければならない。

10 長期未返還者への対応

年間を通じて返還債務者及び連帯保証人に対し、文書や電話による返還指導・催促等を行い、未収金の早期回収に努めること。

11 異動の届出

規則第10条の異動の届出は、高等学校定時制課程等修学奨励金修学生徒異動届（別紙様式6）により届け出るものとする。

12 その他

この要項に定めるもののほか、修学奨励金の貸与に関し、必要な事項は別に定める。